

令和4年度

取組成果

- えるぼし認定について、13社認定。
- 女性活躍推進法に基づく報告徴収を実施。

《目標達成状況》

- ◇ えるぼし認定申請の推進
令和4年度に13社認定し、目標の6社に対して約217%達成
(令和4年度末で累計57社認定。最終年度目標の64社に対して約89%達成。うち「プラチナえるぼし」0社認定。最終年度目標の1社に対して0%達成。)
- ◇ 女性活躍推進法の実効性の確保
女性活躍推進法に基づく報告徴収を実施し、局独自の年度目標を達成

取組内容

- 福岡労働局ホームページにえるぼし認定ページを掲載し周知
- 女性活躍推進法に関する説明会を7回開催(主催以外を含め22回実施)。
- 積極的な報告徴収の実施

令和5年度

取組目標

- えるぼし認定申請の推進を実施する。
- 女性活躍推進法に基づく中小企業の一般事業主行動計画の届出の推進を実施する。
- 同法に基づく男女別賃金差異の公表義務の履行確保を行う。

《数値目標》

- ◇ えるぼし認定申請の推進として、各年度6社以上認定する。
(最終年度(令和7年度)64社以上
うち「プラチナえるぼし」1社以上)
- ◇ 同法に基づく中小企業の一般事業主行動計画の届出率を100%とする。
- ◇ 同法に基づく男女別賃金差異の公表義務企業の公表率を90%以上とする。

取組内容

- 福岡労働局ホームページにえるぼし認定ページを掲載し周知
- 中小企業の一般事業主行動計画の届出率確保に係る積極的な報告徴収等の実施等
- 男女別賃金差異の公表義務企業の公表率確保のための未公表企業に対する督促、積極的な報告徴収等の実施等

令和4年度重点テーマ 取組内容

- 『アンコンシャス・バイアスに対する理解促進と意識改革に向けた取組』
- 令和4年10月に創設、施行された産後パパ育休に係る育児・介護休業法等の改正説明会を7回開催(主催以外を含め39回実施)し、合わせてアンコンシャス・バイアスの理解促進等を図った。
 - 101人以上300人以下の企業の一般事業主行動計画の報告徴収時等において、合わせてアンコンシャス・バイアスの理解促進等を図った。
(一般事業主行動計画届出率97.1%達成(前年度47.8%))

令和5年度重点テーマ 取組内容

- 『若手社員の活躍につながるキャリア形成の促進に向けた取組』
- 福岡県と連携して、「人材開発支援助成金」の活用推進のための説明会(年6回)を開催し、当該助成金の利用を促進させることにより、ひいては若手社員の活躍につながるキャリア形成の促進等を図る。
 - 雇用環境・均等部指導課職員等が出席する会議等において、産後パパ育休も含めた育児・介護休業法等の説明を行い、ひいては若手社員の活躍につながるキャリア形成の促進等を図る。